市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準

この採択基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択するに当たって、全般的に準拠すべき基本的な態度や教科用図書の調査研究の観点を述べたもので、市町村教育委員会等がそれぞれの児童生徒、学校、地域の実態等の諸条件を考慮の上、教科用図書を採択するときの一般的な指針となるものである。

なお、この採択基準は、採択地区が２以上の市町村を併せた地域で設置する採択地区協議会において教科用図書を選定するときの一般的な指針ともなるものである。

１　基本的な態度

⑴　市町村教育委員会等は、教科用図書の十分な調査研究を行い、関係者自らの見識や判断等を基に慎重かつ十分な協議を重ね、採択権者の判断と責任に基づき、主体的に採択する。

⑵　市町村教育委員会等は、教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領の内容を踏まえ、教科用図書を採択する。

⑶　市町村教育委員会等は、教科の主たる教材として、小学校・中学校・特別支援学校における全ての児童生徒にとって教育的効果がより期待でき、児童生徒、学校、地域の実態に即した教科用図書を採択する。特に、特別支援学校及び特別支援学級については、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえて教科用図書を採択する。

⑷　市町村教育委員会等は、「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成２８年１０月２１日付け教義指第６８２号）等を踏まえ、教科用図書の採択の公正性・透明性を高めるようにする。

⑸　市町村教育委員会等は、教科用図書の採択に当たり、下記に示す「２　調査研究の観点」を参考に、種目ごとに調査研究の観点を定め、教科用図書の十分な調査研究を行う。その際、同一の採択地区を構成しない市町村であっても、教科用図書の調査研究を合同で行うことは差し支えない。

⑹　２以上の市町村で構成する採択地区協議会は、上記の⑴～⑸について、「市町村教育委員会等」を「採択地区協議会」、「採択」を「選定」と読み替えることとする。

２　調査研究の観点

⑴　組織・配列・分量について

学習指導を進める上で、内容の組織・配列・分量が効果的であること。

⑵　内容について

ア　各教科

㈠　知識及び技能が習得できるようにするための効果的な工夫がなされていること。

㈡　思考力、判断力、表現力等を育成するための効果的な工夫がなされていること。

㈢　学びに向かう力、人間性等をかん養するための効果的な工夫がなされていること。

イ　特別の教科　道徳

㈠　現代的な課題などの題材を教材として取り上げる上での効果的な工夫がなされていること。

㈡　発達の段階に即しつつ、深く考えさせ、ねらいを達成するための効果的な工夫がなされていること。

㈢　「考え、議論する道徳」を通して道徳性を育成する効果的な工夫がなされていること。

⑶　学習指導要領の教科の目標を達成するための工夫について

学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされていること。

⑷　資料について

写真・挿絵・図表・数表・地図・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。

⑸　表記・表現について

ア　記号・用語・単位等が、児童生徒に理解しやすいものであること。

イ　表現が明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第６号及び教科書の発行に関する臨時措置法第７条第１項に基づき、市町村教育委員会等が行う義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、採択権者の判断と責任のもと、公正かつ適正に行わなければならない。その際、「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成２８年１０月２１日付け教義指第６８２号）等を踏まえるとともに、下記の事項に留意することとする。

記

１　教科書発行者と関係がある者については、【ガイドライン】「（2）教科書発行者との関係」を踏まえ、教科用図書の採択事務から確実に外すこと。
２　市町村教育委員会に選定委員会等を設置する場合、保護者の参画を促進すること。
３　選定委員会等を設置する場合には、その任務が十分に果たされるようにするため、教科用図書の調査研究を行う専門員等を置くことができる。なお、複数の採択地区において、調査研究を共同で行うことも可能である。その際、専門員等の人数は、十分な調査研究を確保することができるようにすること。
４　選定委員会等は、教科用図書の選定に当たり、学校において教科用図書についての調査研究を行わせること。また、調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること。
５　教科用図書の採択は、全ての教科用図書の調査研究を行った上で実施すること。
６　学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）の扱いに関して、教科用図書の採択は紙の教科用図書を決定する行為であることから、調査・検討の対象は紙の教科用図書とすること。
　ただし、令和６年度の中学校英語の教科用図書の採択については、文部科学省から令和６年度以降、英語のデジタル教科書を紙の教科用図書と併せて提供することや、本年、デジタル教科書の見本として中学校英語のデジタル教科書の一部を提供することが予定されていることから、中学校英語のデジタル教科書の見本を調査し、考慮の一事項とすることができること。
７　専門員等が作成する資料においてそれぞれの教科用図書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定については十分な審議を行い、必ず上位の教科用図書の中から採択することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう当該評定に拘束力があるかのような取扱いはしないこと。
８　教職員の投票によって採択教科用図書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。
９　「静ひつな環境の確保」と「会議の公開・議事録の公表」は両立できることであり、ガイドラインを踏まえ、より一層教科用図書の採択の公正性・透明性を高めること。
10　様々な働き掛けにより円滑な採択事務に支障を来たすような事態が生じた場合や違法な働き掛けがあった場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応を取ることなどにより、採択の公正確保について万全を期すこと。
11　教科書発行者の宣伝行為についてその実態を把握し、事前に適切な対策を講ずるなど、採択の公正確保の一層の徹底に努めること。
12　採択結果・理由、教科用図書の調査研究のために作成した資料、教育委員会の会議の議事録など、採択に関する情報の積極的な公表に努めること。
13　国立・私立の義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、上記「１、５～12」に準ずる。